

(仮称) 非口泉 市 自治



条例最終案提出

5月20日、第17回策定委員会にて委員長、副委員長から市長へ「和泉市自治基本条例 最終案」の提出を行いました。この最終案と議会作成による「第4章 議会・議員」に関する案をもとに市案を作成し、市長から7月の議会へ提出される予定です。(最終案の内容につきましては市ホームページ「(仮称)自治基本条例制定に向けて」をご覧下さい。)「和泉市自治基本条例 最終案」策定までの経過と、最終案の内容をお知らせします。

~ 自治基本条例 最終案策定までのあゆみ~

	和泉市の自治を考える懇談会	庁内検討委員会	H19 職員研究部会
構成員	学識経験者、公募市民、各団体	副市長、総合計画各章の総括担	公募職員計18人
	の推薦者等計26人	当部長計7人	
活動内容	各自の体験に基づきワークシ	自治基本条例策定スケジュー	自治基本条例全般に関する研
	ョップ形式で地域活動の問題、	ルの決定、進行管理を行いまし	究、自治を考える懇談会との意
	課題を検討、H19 職員研究部会	た。	見交換、庁内検討委員会に報告
	との意見交換及び H19 職員研		書の提出を行いました。
	究部会報告書の検討、中間報告		
	書の作成、公表、中間報告に対		
	する意見募集をし、市長へ提言		
	書の提出を行いました。		

	自治基本条例案策定委員会	H20 職員研究部会		
構成員	学識経験者、自治を考える懇談会からの選出	公募職員計9人		
	者、副市長、総合計画各章の総括担当部長計 1			
	5人			
活動内容	H20 職員研究部会の作成したたたき台をもと	H19 職員研究部会からの申送り事項研究、自治		
	に、素案、原案、最終案の検討及び決定を行い	を考える懇談会提言書の検討、素案、原案、最		
	ました。	終案のたたき台を作成し策定委員会に提出し		
		ました。		

その他、自治基本条例案作成にあたり、パブリックコメントの募集、意見交換会の開催などで広く意見を取り入れました。また、平成19年度には近畿大学理工学部久隆浩氏の講演・職員研修や「和泉市地方自治フォーラム」、平成20年度には市内4ヶ所で「和泉ふれあいフォーラム~自治基本条例を考えよう~」を開催し、自治基本条例についての周知、啓発を行いました。

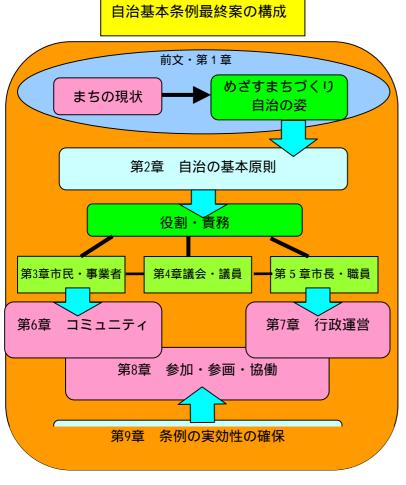
~ 自治基本条例 最終案の内容~

前文・第1章 自治基本条例の理念・目的 この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する基本事項を明らかにするとともに、市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とします。(第1条目的)

第2章自治の基本原則

第2章では、前文及び第1章で定めた自治基本条例の理念・目的を達成するために、右記の4つの原則を設けました。

第3章市民・事業者 第4章議会・議員 第5章市長・職員 第3章から第5章では、自治の原則に基づき、市民や議会、行政などそれぞれの主体が担う役割、権利、責務を定めています。



まずは、まちづくりの情報を共有しよう(第4条 情報共有の原則)

次に、身近な地域活動や市政に 参加・参画しよう

(第5条 参加・参画の原則)

参加・参画する中でお互いの立場 を理解し、合意に向けて話合おう (第6条 合意に向けた話合いと 説<u>明責</u>任の原則)

そして、まちづくりの目的を共有 し、協働によるまちづくりを推進 しよう(第7条 協働によるまち づくりの推進の原則)

第 6 章コミュニティ、第 7 章行政運営 第 8 章参加・参画・協働

第6章から第8章では、第3章から第5章に記載した主体が、条例の理念・目的を実現するための行動やそのために必要な仕組み・制度を盛り込みました。第6章コミュニティ

コミュニティのあるべき姿、 市民相 互の意見交換の場

第7章行政運営

行政運営の基本原則、総合計画、 行政評価、財政運営、行政手続、 意見、要望、苦情等への対応、 人材育 成、 危機管理、 子どもの育成

第8章参加・参画・協働

市民と行政との意見交換の場、 政策立案過程への参画、 審議会等、 協働の促進、 協働による 事業の実施方法、 住民投票

第9章条例の実効性の確保

第9章では、自治基本条例の実効性を確保し、条例の理念に沿った仕組みや制度の運用がなされるように、チェック機能を持った市民自治推進委員会の設置や、条例の中身を5年以内に見直すことを盛り込んでいます。